

東京都北区告示第 104 号

東京都北区が行う区有財産（解体・撤去条件付き）のに売払いついて、一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項並びに東京都北区契約事務規則第 7 条及び第 8 条の規定により、別紙「一般競争入札参加要領」のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 3 日

東京都北区長      山田   加奈子